

司会：岩城穰（弁護士）、寺西笑子（過労を考える家族の会）

【司会・岩城】

いくつもの論点が浮き彫りになったと思うんですけども、ちょっと整理をします。

ひとつは、今回出された第1回過労死白書の意義と、不十分さが議論のポイントかと思えます。今日は特に厚生労働省で白書の作成に係わられた佐藤靖夫さんが来られていますので、厳しい批判（笑）も含めてのご意見を出していただければ、きっと持ち帰って取り入れていただけるのではないかなと思っております。

2つ目が、長時間労働やサービス残業を日本人が行っているのはなぜかという極めて根源的な問題です。強制性と自発性の関係とか、やりがいの搾取といった議論がありますが、そのあたりが論点になろうかと思えます。

3つ目に、過労死は日本に特有なものかという議論があると思えます。午前中の分科会では韓国の方から事例紹介がされました。それから中国の過労死が年間60万人という報道もあります。まあ人口が日本の十数倍ですから、推定にせよありえない数字ではないというふうに思えます。それから去年、フランスのルシュバリエさんが来られて、35時間労働のフランスでも仕事に関連した自殺が多数起きている。それは労働の強度が高いこととともなう質的な過重性、ストレスが大きいからだというような報告がありました。とすれば、過労死は単純に日本に特有なものかとはいえないとも考えられます。

それと公務災害の独自の問題点。認定件数や手続きの問題もあります。

最後に労働についてのコンプライアンスの問題が松浦さんから言われました。主な論点としては、このあたりかなと思えます。順不同で結構ですけども、議論していけたらと思えます。

まず、白書について、何かご質問なり、ご意見がございますでしょうか。

【質疑1：伍賀】

佐藤さんどうもありがとうございました。配付資料の白書概要の6ページ図の1の5、これは1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合を産業別に見たものですが、これを見ますと、全産業（非農林業雇用者計）の平均は平成27年度で8.2%です。高いところはいろいろありますけども、情報通信業は9.2%で、特に高いというわけではありません。ところがですね、14ページの第2-2の図、1か月の時間外労働時間が最も長かった正規雇用従業員の月間時間外労働時間これが産業平均では22.7%なのに対して、情報通信業は44.4%となっています。

私はこの2つの表の整合性をどう見たらいいのかが気になっています。今日の午前中の分科会で、SE技術者の長時間労働について詳細な事例が紹介されました。そのおおもとではですね、前のほうの労働力調査を元にした統計には反映していないような気がするんですね。考えてみますと、労働力調査、このさっきの6ページの図1-5ですけども、これは、各県庁の調査員が総務省から委託を受けまして、調査対象地域を回って、台帳を作って、調査をするわけですけども、そこに高橋まつりさんのような、あるいは西垣さんの息子の

和哉さんのような方がいらっしまった場合に、この調査に回答するかどうかという根本的な疑問があります。そういった時間的な余裕がないのではないか。申し上げたいことは、厚生労働省の佐藤さんをお願いなんですけれども、これからの白書はこういった統計をもとにするのではなくて、かなりハードルが高くて実現は難しいかもわかりませんが、個々の企業の調査、ケーススタディをやってですね、具体的な働き方、全 SE の労働実態をきちっと把握するような詳細な調査、森岡さんが『雇用身分社会』の中でおっしゃってましたような、『職事情』や『女工哀史』に出ているような実態調査が、これから必要ではないかということ、ぜひ検討していただきたいと思います。以上です。

【司会】

佐藤さん、何か。

【応答：厚労省・佐藤】

貴重なご意見ありがとうございます。世の中の実態をどうつかむのかというのは非常に難しい話だと思います。労働力調査統計は、法律に基づいてやっている調査でございますが、私どもが今、ごらんいただいた 14 ページのほうは、委託事業者をお願いして、任意で協力を求め、またある一時点の特定のサンプルの方からご回答いただくといった前提が、どうしてもつきまとうところがあるかと思えます。労働力調査は月の最後の 1 週間の就業時間を求めるというものですが、14 ページのほうは、各 1 年を振り返っていただいて、一番長かったと思う月の時間外労働を教えてくださいという統計調査でございます。これは私が先ほど申し上げましたが、この情報通信業、44.4%の事業場で、80 時間超えという方が 1 人以上いらっしゃるといったもので、情報通信業の方がすべてこういう実態だという話ではなく、一番長い 1 ヶ月ということをお願いしたので、1 年を通してこういう状態ではないのかなというふうに思っているところでございます。そういった中で、本当の実態をあぶり出せというのが、伍賀先生のお話だと思います。正直言ってなかなか難しいところなんですけれども、このアンケート調査、昨年度ですね、自動車運転者と外食産業について調査をしております。29 年度は IT と教育、医療について、これからやる予定にしております。

このアンケート調査は、行政が勝手にやっているというわけではなくて、検討委員会というものを設けまして、過労死等防止対策推進協議会からは森岡先生と山崎先生に参画いただいております。その中でご検討いただいて、こういう項目を作ろうというように進めていております。このアンケート調査の中でどんなことができるのかというのは、その検討会とかでご議論いただきたいなというふうに思っております。伍賀先生、ぴったりこうやります、というのはないので申し訳ないんですけれども、ご主旨はお聞きします。

【司会】

ちょっとだけ付け加えます。報告要旨集の水野谷先生の資料の「調査研究へのコメント」を見ると、企業アンケートの回収率が 17%しかないということが言われていて、「時間外労働時間」には不払残業は含まれない点で事業所調査には限界があるという指摘もあって、非常に問題があるんじゃないか。それに対して労働者アンケートは、2 万人対象で回収率

が 19500 というすごい数なんですけれども、これについては楽天リサーチというところに委託をしていて、あれは 1 件 500 円とかの謝礼が付いてくるということと、それから回答する余裕がある人しか回答しない、本当に過労死寸前の人は回答しないんじゃないかという質問が投げかけられて、企業アンケートにしても労働者アンケートにしても、実態把握というのは非常にそれ自体が難しいということが指摘をされています。

【質疑 2：川村】

北海学園大学の川村と申します。今の伍賀先生のコメントと、水野谷先生の問題意識とも重なるんですが、過労死白書がでたことの意義、あるいは調査研究が進められる意義を十二分に踏まえた上なんですけれども、午前中に第 1 分科会で、自動車運送業の働き方についての報告をしました。そこでやはり、労働時間だけじゃなくて、拘束時間も入れて考える必要があります。特に自動車運送業では手待ちの部分とかは労働時間に含まれますけれども、最近、バスなんかで多いのは、例えば乗り合いバスで、午前中に、ラッシュの時間帯に仕事をして、そして長い中休みに入り、また夕方に勤務があるんですけども、間の拘束時間が省かれちゃうんで、外形上、労働時間は短いというふうに出てきちゃうんですよね。賃金の支払い対象になるかどうかということもさけておいて、やっぱりトータルで、生活とか健康に大きな影響を与える、その拘束時間の把握が必要なんだろうと。それからバスの場合でいうと、やっぱり不規則であるということが、運転手さんにとってもものすごい負担なんですよね。そういった労働実態の把握が必要だろうと思います。で、そうなった場合に、やっぱりその調査方法をもっと吟味する必要があります。我々もよく調査をやるんですけども、例えばアンケートなんかで、1 日の拘束時間は何時間ですか、労働時間は何時間ですかと聞かれても、非常に回答が難しいんですね。毎日、異なるから。そういう意味では、生活時間とか勤務時間の記録調査なんかを活用します。その点でいくと、今回、この調査研究でいろいろアンケートとかとられているのは、これはこれで意義があると思うんですけども、例えば午前中も、分科会でも議論になったんですけども、トラックの場合なんかで言うと、例えばデジタコとか、そういうのを使って、何時間働いているのかという、より正確なものを使ったほうが、サンプル数が少なくても実態に迫れるんじゃないかと。これはやっぱりその私たち学会の課題でもあると思うんです。産業衛生学会とか、日本社会学会とか、労務理論学会とか、いろいろありますけども、やはりせっかく作られた過労死白書を、より良くするための建設的な提言を、学会でももっとやっていくべきだろうと。過労死白書に距離が近いのは私やはりたちの学会ではないかと思いたすので、そこらへんを学会の課題としても申し上げておきたいと思いたす。

【質疑 3：高田】

事務局の高田です。簡単に質問します。私は派遣労働の問題を調べていまして、午前中の第 5 分科会で報告しました。その中でも触れましたが、白書の全体版の 28 ページと 35 ページに、いわゆる就業形態別の脳疾患と精神疾患の統計があります。職業別・年齢別・時間別のデータでは請求件数と決定件数のいずれも出ている。ところが就業形態別だけは、なぜか決定件数だけで請求件数は出ていません。白書は基本データですから、できましたら就業形態別の請求件数の数字をちゃんと出して欲しい。おそらく元のデータはあると思

いますが、白書には就業形態別の請求件数は出ていない、決定件数しか載っていないということです。

【応答：佐藤】

これは例年6月に出している労災補償の記者発表をそのまま載せているんです。あれは、全国の労働基準監督署で決定したのを報告しているわけなんです。たしか最初の請求時のデータで数字を示しているはずなんです。それで、おっしゃられる就業形態別とかですね、最初の請求時にはわからないらしいんです。それで表に盛り込まれていないということを担当者から聞いた記憶があります。

おっしゃられた話は担当部署にお伝えしておきますが、そもそもとってないデータだという可能性が高いというのは、お含み置きいただけないかなと思います。

【高田】

そもそもないわけですか？ 職種別の5-6表(p.25)と5-14表(p.30)を見ると、2015年度は、請求件数は795件(脳・心)と1515件(精神)、支給決定件数は251件(脳・心)と472件(精神)となっています。こういうデータが就業形態別の内訳ではないということですね。

【佐藤】

就業形態別というのは？

【高田】

正社員、派遣社員なんです。

【佐藤】

調査した結果ではわかると思うんですけど、これを集計している時点、あるいは請求書類を提出した時点でデータを採っているようなんですけども、その時点でわからないというように聞いています。

【質疑4：廣瀬】

仙台錦町診療所・産業医学センターの廣瀬と申します。昨日午後の特設シンポでも、今日の午前中の分科会の話でも、産業医、あるいは医師の役目が問題になりました。白書との関係で申しますと、白書概要の25ページに労働安全衛生研究の取り組み書かれています。去年、仙台で産業衛生学会と職業災害医学会が開かれて、労働安全関係のいろいろな研究機関が統合されてできた労働者健康安全機構の理事長が、今後、機構としてどういうことをやっていくか、何を医師に期待するか、という話をしました。それは白書の概要版でいえば、第4章「過労死等の防止のための対策の実施状況 第1節 調査研究等(①過労死等事案の分析、②疫学研究等)3の実験研究(長時間労働等のリスク要因による循環器負担への影響)だけに絞られているんですね。過重な負荷でストレスがかかっていると言っているけれども、それは実態とはかけ離れているかもしれない。それを医師として、

尿や血液検査の結果で答えていくってということが社会的に求められているという。これは今日、昨日の議論とまったく反対になっている。いかにストレスが多いといっても、長時間労働があるといっても、血液や尿に出ていなければ疑わしいだろうともとれるようなお話をされているんですね。で、実際にこの実験研究の構成を見ると、そういうふうになっていると思います。やはり災害学会というのは、労災での学会でもありますので、もちろんいろんな医療機関全部に厚労省として要望するというのは難しいと思うので、少なくとも労災病院にそういう委託をしているふうにもとれますので、そこに担ぎ込まれて亡くなってしまう脳・心疾患の人とか、精神科のある大きな病院でもいいですけど、そういった方々の労働実態を集めるという調査研究をさせるべきではないか。胆管がんのときも実態調査をしていて、無職を含めて半分しか職業を聞いていないという実態になっているわけですね。ですから、今の医療、臨床の中では、そういう亡くなった労働背景や社会的要因というのは、あまり聞かれていない。これが実態なわけですから、実験と医学の間にあるべき臨床研究、臨床疫学を次からの白書に向けて委員会等で検討していただけないかと思います。

【司会】

広瀬先生、臨床疫学的手法というのを、もう少し説明していただいてもいいですか。

【広瀬】

例えば全労災病院で、1年間に働いていて脳・心疾患になった人が何人来ていて、その人たちに一定の間診で長時間労働や夜勤どうだったのか、精神疾患であればストレスについて、そう難しくない調査項目をおろして、それを集めていけば、実際に亡くなった方の背景が、一定の数字で表れていく可能性があると思うんです。やっぱりたくさん亡くなってる方全員に、こういう学会がアプローチしていくことはできなくても、病院に担ぎ込まれてない方ってほとんどいないわけですから、そのデータをやはり2の疫学研究と3の実験研究の間に入れていかないと、昨日から批判されている医師または産業医の役目が十分に育っていかない。臨床の場で仕事をさせて、行政が集約するというをやっていくことが必要ではないかと、そういう意味です。

【質疑5：森岡】

これは過労死防止法に基づく協議会でも発言していることで、佐藤さんには既にお聞きいただいたことでもあります。第1回白書で既存統計を整理して、特徴的な数字をあげている。これはこれで十二分に意義のあることだと思いますが、その数字がどういう特徴ないし傾向を示しているかという分析が十分になされていない。社会面調査のアンケート結果の整理も、データとしては大変参考になるんですが、それが詳細なデータであればあるほど、専門家ではない一般の人びとには分かりにくい面がある。従って調査研究について言えば、図表の羅列に終わらせず、なるべく解説を付す努力があつていいのではないのでしょうか。

それから今後の白書では、そのときどきの重点的なテーマやフォーカスを設定して、例えば若者の過労自殺、情報産業における長時間過重労働、あるいは賃金不払残業といった

テーマを立てて白書に書き込む。その点では水野谷さんのような専門家にデータの解析をお願いする、というようなことがあってしかるべきではないでしょうか。長年の蓄積のある『労働経済白書』等の白書はそういう形になっているんじゃないかと思います。

また 11 月の啓発月間に行われる厚労省主催のシンポジウムでは、民間団体の協力のもとに過労死被災者の遺・家族が報告されています。これは過労死を出した職場の突出した長時間労働の事例報告でもあります。それを白書に反映させて、なるべくリアルな職場実態が見えてくるような工夫も必要ではないかと思います。以上です。

【質疑 6：尾崎】

公務災害の被災者の人数が、在籍死亡者では、小中高をあわせて 500 人から 600 人いるんですけども、申請件数があまりにも少ない。これについて、さきほど中野先生が言われたことなんですけども、校長を経由して申請することになっている。会社で言えば社長経由で出すようなものです。私も実際にそういう公務災害の中で申請してきたものなので、実態はよくわかっているんです。

今日午前中の分科会で発言をさせてもらった 3 人は、それぞれ過労自死をした遺族の者なんです。公務災害で認められなくて、裁判ですべて闘ってきた人たちです。で、在職死亡は 500 人から 600 人の事例があるだろうと推測されるんですけども、公務災害認定の請求件数としては 10 件もしくは 20 件ぐらいしか挙がっていないというのはまず最大の問題です。で、どうしたらいいか。私は、全部挙げるのが義務だと考えます。どのような亡くなり方をした、原因はどうであるかということを書き。申請を出さないとか、事情によっては黒塗りにしてもいいところはあるんですけど、死因とかそういったものは全件挙げる。そのくらのやり方をするのは公務災害では不可欠ではないか。そのぐらいのことをしてもいいんじゃないかと思います。その上で、公務災害を申請させる補助的な機関、そういったものがあって、それを推進していく。それを後押しする。そのぐらいのことをやりながら、ああ、今年は 400 件挙がった、500 件挙がったということで、実態を把握して対策に結びつける。これがないと原因と対策の整合性がないですよ。ですから白書でも、在職死亡した全員の事案からデータを取る。そういったシステムを何とか作ってほしい。あわせてシステムを早急に変えるように、これも申し入れていくということも大事ではないかと、そういうふうに思います。

【司会】

ありがとうございます。はい、どうぞ。

【質疑 7：池谷】

池谷と申します。4 月から東海大学のほうに勤めておりまして、教育学を専門にしております。たぶんこの学会では異色だろうと思うんですが、啓発のことについて少し教えていただければと思います。

過労死の啓発授業の内容は、労働条件に関することを学ぶというところに設定されているんですが、過労死問題というのはもう少し多面的な広がりがあるんじゃないかと感じております。昨日の議論でも消費者としてどう考えるかという問題も出てきています。家族の

問題や子育ての問題と絡めると、おそらくワークライフバランスという文脈と絡めて考えることもできるんじゃないかなというふうに感じます。そうすると、中学・高校で行われる啓発授業も、社会科だけではなくて、もう少し広げてもよいのではないか。例えば家庭科とか、あるいは保健体育とか、やり方によっては、私は英語でもできる。そういういろんなところで過労死問題というのが、教材というか、ひとつのテーマとして設定はできるんじゃないかなというふうに感じております。その中で昨年度行われた講師派遣に関して、どういう教科が多かったのか、どういう文脈で行われたのかに関して、何か分類があれば教えていただければと思います。

【司会】

これは誰が回答したらいいのでしょうか。はい、お願いします。

【応答：佐藤】

すみません、いくつかお話いただいているので、お答えできる点についてお答えしたいと思えます。

労災病院の連携の話をいただきました。今、私どもがやっているのは、先ほども申し上げたんですが、実際に過労死と認定された事案すべての労災に関する労基署・労働局の調査復命書を集めて、それを分析しているというのがひとつと、過労死だということで申請されたすべての、それぞれ各5年ですけれども、その復命書を集めて今、分析しているところがございます。これはまだ取りまとまっていないですけれども、とりあえず今、そういうことをやっているということをご理解いただければと思っております。

森岡先生にいろいろお叱りをいただいたのは、常日頃ご指摘いただいていることでございます。とはいえ、初めて作った白書なので完璧じゃないのは許してください。小さく産んで大きく育てるということで、少しずつ改善したいなどは思っています。社会面調査については、昨年度は専門家による検討委員会で、調査結果の分析について議論する時間がなかったもので、何ができるかは、今年度以降の検討会の中でご議論いただくのかなと、思っております。

平均だけではダメだ、もっと具体的な話を、というお話もありました。そのお話も以前からいただいているものなので、厚生労働省として出す白書として、どういう形で何ができるのか、今後検討していきたいと思っております。

尾崎さまの地方公務員の関係のお話ですが、実は協議会の中です、中野委員から重ねていろいろご発言されています。協議会の中では総務省の担当者も出席しております。お話自体は耳に入っているとは思いますが、機会があればまた改めて申し上げたいと思えます。

それから池谷さまから啓発事業の関係でお話いただきました。すみません、データとしてはないんですが、科目はですね、学校さんの事情に合わせております。で、おっしゃられたように、社会科だけじゃなくて、中には家庭科というものもあったと思えます。中身につきましても、どういうものかいいですかということを事前に相談して、それにできるだけ合わせることにしています。もちろん大学生の場合は、中学生と年齢も違うので、同じものを一様にできるというわけではないと思えます。中身につきましても、そういう

関係に一番詳しい弁護士の方とか、家族の会の方にご対応いただいて、どういう要望があるのかときめ細かく訊いて、なるべく答えていただいているというのが現状でございます。

【司会】

的確、簡潔にご回答いただきありがとうございます。時間があと 10 分あまりしかなくなってきました。もうひとつの、せっかくの機会ですから、根源的な問題に少しだけ議論の時間が取れたらなと思います。日本において過労死というのがなぜこのように大量に発生し、なくならないのかという、その原因に関することでもあります。いろんなアプローチがされていて、それぞれ有意義なんですけど、私が感じていることを、簡単に言いますと、すべての労働者が良い仕事をしたいと思っている。特に若い人はそうなんです。承認欲求というのもありますし、向上心というのもあるので、良い仕事をしたい、やりがいをもって仕事をしたい。そういうところに処理しきれない仕事を与えられる。これが最大の問題だと思うんですね。それをどう改善したらいいのかというのは、その人ひとりでは言えないわけです。労働組合があったり、労基署が介入してきたりしたら、違う文化と言いますか、違う視点を与えられるんですけど、大多数の職場では、それを批判する者がいないということで、全部自分の問題にしてしまって、自分にはできないとか、自分には能力がないといった形で、問題が、それが破滅的な方向に向かってしまうんじゃないかと素朴に考えるのですけども、何かこの点についてご意見ある方はぜひご発言願いたいと思います。

秋山さん、労働組合の観点も入れてもらえたら嬉しいなと思います。

【発言 1：秋山】

国公労連の秋山といいます。報告者の皆さん、大変ご苦労さんでした。ありがとうございます。大変勉強になりました。

私は今、岩城さんがおっしゃられたことで考えているのは、やっぱり自己責任論が非常に広がっていて、若い人も追い込まれて自分がやらなければならないという気にさせられているケースが非常に多いと思います。背景のひとつは労務管理の方法で、自分の将来や給与に関わる評価システムが非常に強まっている。評価というのがあったとしても、短期的な評価に結びつけるのではなくて、教育や将来に活かしていくものに改めていくということが必要ではないかなというのがひとつであります。

いまひとつは労働時間のとらえ方を考えないといけないと思います。松浦さんの報告で在社時間というのがありましたが、国公労連として、労働組合として、超過勤務の問題を政府とやりあっているときに、政府が回答する中に「在庁時間」というのがあります。在社時間とまったく同じで、庁舎にはいるんですけど、仕事してるかどうかわからない、という理由で、一応、在庁時間というのとはとらえているけれども、それは仕事ではないということになっているんですね。ここらあたりを含めて、実際、監督官が現場に入って調査するときも、使用者側は労働時間かどうかというやり取りをするときに、在庁時間、在社時間だけではやっぱりなかなか決められないということがあって、実際どこが労働時間であったかというふうになってきますが、業種別によってその働き方の違いとかいろいろあるので、労働時間のとらえ方を、やっぱり業種や職種に応じて細かく考えていか

ないと、解決しないのではないかと思います。

最後に労働組合として、私どもも公務災害をもっと明らかにしていけないといけないと思って、政府、交渉の際にもいろんな課題を申し上げます。過労死白書にも公務のところを取り上げていただくという、非常に良いことですし、この間の労政審でもそういう話が出たということでもありますから、注目をさせていただいている点はあるんですが、国家公務員の場合、出てくるのは依然として一般職にとどまっています、特別職は忘れられています。昨日のシンポで少しお話ししましたが、特別職であるために労働組合を組織できない人たちというのはやっぱりちょっとありまして、それは防衛省であったり、それから裁判所であったり、国会職員であったり。こういう人たちの長時間労働はないのかを問うことも必要になってくるのではないかと思います。

長くなりましたが最後にもうひとつ。この間、現場の監督官からひとつ話を聞いて、困ったもんだなと思ったのは、長時間労働で事業所告発をして摘発をするということになった場合に、長時間労働ですから、やっぱり人を雇い入れないといけないんですけども、労基法に反することをやったら求人募集停止ということになっているんですね。改善をしようとするところが止められてしまうという、逆に困ってしまう事態になっているという話で、本当に摘発していいのかという苦悩の声が寄せられたことがありました。ブラック企業をなくしていくというのは非常に大切なことだと思うんですが、本当に摘発するだけでいいのかどうかというので、現場の監督官もいろいろ苦労しているということを最後に申し上げて発言を終わりたいと思います。ありがとうございました。

【司会】

ちょっと司会の特権で、情報労連の方、手をあげてもらっていいですか？ 本来、この過労死をなくすためには組合の方の参加というか、努力が不可欠なんですけども、あまり組合の方の参加が多くない中で、情報労連からたくさん今日来ていただいています。組合としてどんな今、工夫や取り組みをしているのか。それから今日、ご参加いただいた感想などを少しいただけたらと思うんですけど、いかがでしょうか。

【発言：津島】

情報労連の津島と申します。時短の取り組みという意味では、情報労連は勤務間インターバル制度の導入を 2009 年の春闘から取り組んでおりまして、この間、KDDI 労組などで導入されてきた。最近では中小の組合でも導入するところが増えてきておりまして、会社側も、そういった時短の取り組みについて理解を示すところが増えてきたのかなと思っています。勤務間インターバル制度を導入した KDDI でも、実際、その組合員からですね、俺はもっと働きたいとかいった意見もあったと聞いておりますが、執行部は、やっぱり健康で働くために、休息時間をちゃんと確保することが必要なんだということで、組合員の皆さんに説得をする活動に力を入れてきています。そういう意味で、会社も含めて、休息時間を確保することが大切だというふうに、この間の制度導入後、意識が変わってきたというような話は聞いております。そういう取組をやっていくと、現場にいる組合員の皆さんの意識も徐々に変わってくるんじゃないかなということを感じているところです。

あと、今日、午前中は分科会だったんですけども、仕事を断ることが大切だというよう

な話がいくつか出てきました。その際には、これぐらいの仕事だから、これぐらいの時間がかかる、みたいなですね、そういった評価の基準になるものが、IT分野にしても広告分野にしても、全然ないなと思っておりまして、この辺のその職務の評価とか、適正な価値とか、労働時間といったものを、産業別で、もう少し整えていく。そこら辺を分析していくということが求められているんじゃないのかなというのが、雑ばくですが、ちょっと感じたところでございます。

【司会】

貴重なご意見ありがとうございました。もうあと1人か2人、どうぞ。

【発言3】

神奈川の弁護団の永田です。今日はお話、ありがとうございました。特に長井先生のお話にもあったんですが、生活の唯一の糧を得るためにも、長時間労働をしてしまうという構造がある。要するにそこを追い出されたら生活していけないという状況が労働者の中に通底しているんじゃないか。私は労働弁護団としていろいろやらせていただいている中で、解雇の自由化に対する反対運動をしたときに、やっぱり解雇をされたときに、労働者が生活にとっても窮するという問題に直面します。海外は例えば失業保険がとても充実しているとか、教育の費用が全然かからないとか、日本とまったく違う状況があるから、海外では解雇が自由だからといって日本では妥当しない、そういう反論をたびたびさせていただいたんですね。それと同じように、労働者の生存を保障する国家のセーフティネットが全然充実していない中で、会社に対応を求めるといふときに、何かズレが生じているんじゃないのかな、ということをととても強く感じました。なので、原因というものをより今後検討していくにあたっては、そういう国際比較の必要性というものも先ほど議論の中で出てきたと思うので、労働者が、労働者の前に国民であり市民であるという点からすると、セーフティネットというものが労働に与える影響というものも、今後の調査・検討の中の視点に入れていただけたらいいかなというふうに思います。

あともう一点、長時間労働というのが結構大きなテーマではあるんですけども、昨年、神奈川で11月のシンポを行ったときに、そのシンポの講師の方が、睡眠の影響をととても強く指摘されていました。睡眠がどれだけ取れているか。取っている時間が夜なのか昼なのか。それから例えば睡眠が分断されたらどういう影響が出るのか。そういった視点での講義をしていただいて、とても感銘を受けました。例えば労働時間としてはそんなに多くはなくても、分断勤務をさせられているせいで睡眠が分断させられていたら、こんなに健康被害がありますよ、ということの視点で報告をされていて、でも、「過労死白書」ではそんな睡眠の話というのは、物足りないと思いました。後は労働の質ですよね。10年、20年前に比べて、携帯電話が普及して、24時間メールが届いて、1時間あたりの労働負荷というものが昔と今では全然違うのだということも、お話としてシンポジウムで出てきたので、今後、統計を集めたり、調査したりするにあたって、そういう睡眠とか労働の質というものも含めて一緒にやっていただけたらなと思いました。

【司会】

ありがとうございました。最後に登壇者の方に、1分から2分ぐらいで、ひとことお願いしたいと思います。今度は松浦さんからでいいですか。

【松浦さん】

今、秋山さんが指摘をされた、労働時間をどう考えるかという問題は、昨日、川人弁護士も、これからはこの問題が大きな争点になるとをいわれていました。私もそう思っています。今日、お配りしている私の報告の5ページの下に労働時間とは何かというふうに少し書かせていただいています。要するに労働者が使用者の指揮命令下におかれた時間というのが、これが今の行政解釈とか通説、あるいは判例もそうなんです。これを、しっかりと守る。これを完全に覆そうというのが日本経団連をはじめとする今の方向なんです。ですからこれをしっかりと守る。そうすると北健一さんが電通に関して書かれておりました「中抜け時間」なんていうのは、通用しなくなるんですよ。だから私はここをしっかりともう考える必要がある、労働時間の概念をしっかりと守ることが必要だと思っています。

【中野さん】

先ほどの地方公務員の労災請求の件なんですけれども、所属長を経由して支部審査会のほうに審査請求するという事なんです。それが複雑煩瑣なことですね。これは何とかして解消したいと思いますので、どういう手続きをとって、要望していったらいいのかということ、もう少し研究しながら要請を続けていきたいと思っています。

それからやはりもうひとつ、地方公務員のやっぱり人数の申請が少ないものですから、国家公務員も含めてなんですけれども、その辺のやはり調査研究ももう少し進めながら、少しでも多く請求をして欲しいということで、考えていきたいと思っています。以上です。

【長井さん】

先ほど過労死・過労自殺を巡る状況の国際比較をすべきではないかという意見がありましたけれども、第2回目大会で、フランス、韓国、日本の国際シンポがありました。私は今年の4月に中国に行ったんですけれども、中国の適度労働学会の中でも、先ほど言いました若年農民工の寮からの飛び降り自殺がありました。時間があればそれについてもちょっと説明しようと思ったのですが、かなり厳しい状況の中で過労自殺になっているんじゃないかなと思います。ですので、今後そういう国際比較をどんどん報告の中に入れていただきたいなと思います。以上です。

【水野谷さん】

やっぱり統計ということで、平板とか羅列とかいうご指摘があったと思うんです。まあそれはその通りなんです。でも一方で、ケーススタディも必要です。まあ両方必要で、統計にケーススタディを求めるのはちょっと厳しい部分がある。でもケーススタディだけだと全体の位置づけが難しい。だからその両方が必要ということなので、今後の白書、あるいは調査・研究の中では、その両方がバランスよく充実されていくことを望んでいるということを考えました。以上です。

【佐藤さん】

今日はありがとうございました。白書のことを説明せよということでのこのこやってきたら、最後につるし上げられてしまって（笑い）。皆さん、私たちは敵じゃないですから。向いてる方向はそんなに変わらないと思います。岩城先生に、私が過労死したらどうするんですかって言ったら、骨ぐらい拾ってやるって言われたので、骨になる前になんとかしてほしいなと思います（笑い）。がんばっていきますので、これからもよろしくお願いします。

【司会】

少し釈明しておきますと、自分が倒れたらどうなりますかって言うから、私が公務災害申請をしてあげますと申しました。皆さん、長時間ご協力ありがとうございました。それでは閉会のご挨拶を森岡会長のほうからお願いします。

（閉会挨拶は省略）